令和6年能登半島地震　広域避難者向け支援制度

令和6年能登半島地震　能美市民または能美市内事業者向け支援制度一覧

【令和8年10月1日現在】（更新箇所を赤字で表示しています）

◇支援を受けるために罹災証明書・被災届出証明書(事業用資産の場合は被災証明書)が必要となる方は申請をお願いします。

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当 全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
1	~~罹災証明書・被災届出証明書の交付~~ ※申請受付は終了しました	—	災害により住家等に被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	~~罹災証明書・被災届出証明書の申請受付・交付~~	税務債権課 ☎58-2206	申請受付：令和6年11月29日で終了
2	~~被災証明書の交付（事業者向け）~~ ※申請受付は終了しました	—	災害及び火災により被害を受けた事業者	●	●	●	●	●	●	~~被災証明書の申請受付・交付~~ ~~自然災害及び火災により被害を受けた事業者の被害の状況について、被害を受けた事実を証明します。~~	商工課 ☎58-2254	申請受付：令和6年11月29日で終了 やむを得ない理由により期日までに申請できなかった方は、商工課までご相談ください

◇罹災証明等に基づく損壊の程度区分ごとの支援

①一部損壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当 全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
3	~~建築確認申請等の手数料の減免（市）~~ ※申請受付は終了しました	－	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	災害により滅失または破損した建築物の復旧を目的とした建築に係る申請等の手数料に対して、減免措置を講じます。	まち整備課 ☎58-2251	申込受付：令和7年12月31日で終了
4	建築・住宅相談（市）	不要	災害により被災された住宅の所有者等	●	●	●	●	●	●	被災された住宅の本格的な復旧に向けて、建築士の資格を持つ職員が技術的なアドバイスをします。 ※業者のあっ旋は行いません。	まち整備課 ☎58-2251	
5	災害復興住宅融資	要	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	（住宅金融支援機構） 災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。通常の融資と比べて低利で利用できます。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-086-353	
6	災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）（リバースモゲージ型融資）	要	災害により被害を受けた方で満60歳以上の方	●	●	●	●	●	●	（住宅金融支援機構） 災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。月々のご返済は利息のみで、通常の災害復興住宅融資と比べて月々の負担を低く抑えられます。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-086-353	
7												
8	勤労者生活安定小口資金融資	不要	市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務し、安定した収入のある勤労者で、市税を完納している方	●	●	●	●	●	●	限度額100万円、年利2.55%の融資制度です。保証人は石川県労働者信用基金協会保証、融資申込先は北陸労働金庫です。	商工課 ☎58-2254	
9	各種証明書交付等手数料の減免	要	罹災証明書・被災届出証明書の交付を受けた個人（相続人を含む）若しくはその同一世帯に属する個人または法人 ※罹災証明書・被災届出証明書の提示が必要 ※コンビニ交付の場合は減免対象となりません。	●	●	●	●	●	●	災害からの復旧・復興のために使用する各種証明書の交付手数料の減免 【減免の対象となる証明書等】 ・戸籍事項証明書（謄本・抄本） ・受理証明書 ・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑証明・印鑑登録 ・マイナンバーカードの再交付 ・所得・課税証明書 ・非課税証明書 ・営業証明書 ・固定資産関係証明書 ・家屋図面等の閲覧、交付 ・納税証明書	市民サービス課 ☎58-2213 税務債権課 ☎58-2206	
10	市税の納付相談	要	災害により被害を受けた方・事業所	▲	▲	▲	▲	▲	▲	災害により市税の納付が困難な場合は、納税の一時的な猶予などについて相談に応じます。	税務債権課 ☎58-2206	
11												

①一部損壊 の続き

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
12	~~国民健康保険 医療費一部負担金（自己負担）の免除~~ ※申込受付は終了しました	要	~~次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合~~	●	●	●	●	▲	▲	~~令和7年6月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の免除を行います。~~	保険年金課 ☎58-2236	申込受付：令和7年6月30日で終了 ただし、やむを得ない理由により期日までに申込できなかった方は、保険年金課までご相談ください
13	~~後期高齢者医療一部負担金減免~~ ※申込受付は終了しました	要	~~次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合~~	●	●	●	●	▲	▲	~~令和7年6月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の免除を行います。~~	保険年金課 ☎58-2236	申込受付：令和7年6月30日で終了 ただし、やむを得ない理由により期日までに申込できなかった方は、保険年金課までご相談ください
14												
15												
16												
17												
18												
19	~~応急仮設住宅入居者に対する生活家電の給与~~ ※申請受付は終了しました	不要	~~市内の応急仮設住宅に入居しており、賃貸型応急住宅三者契約書又は入居者決通知を受けている方~~	●	●	●	●	●	●	~~対象家電：洗濯機、冷蔵庫、テレビ（アンテナを含む）、エアコン（入居する（した）戸に1台もエアコンが設置されていない場合に1台目限り対象となります。） 申請金額の上限：家電1点あたり6万円（消費税含む） 1戸当たり総額13万円（送料、設置料、消費税を含む） エアコンについては、1戸あたり10万円（送料、設置料、消費税を含む）~~	危機管理課 ☎58-2201	申込受付：令和8年3月31日で終了

②準半壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当 全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
○ No.3～19の支援（対象）												
20	被災住宅の応急修理（災害救助法） ※申請受付は終了しました	要	災害により住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「準半壊」の被害を受け、かつ応急修理によって被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方 ※経済的に自ら修理することができない方	●	●	●	●	●		当該住居での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当である箇所についての修理費用の支援 ［限度額］ ※1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊　70万6,000円 準半壊　34万3,000円 ※修理期間が1か月を超え、6か月未満の方は応急仮設住宅の利用も可能です。	まち整備課 ☎58-2251	申請期限：令和8年9月30日まで 完了期限：当面、設定なし
21												

③半壊・中規模半壊・大規模半壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当 全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
○ No.3～21の支援（対象）												
22												
23	障害福祉サービス利用料等の減免 ※申込受付は終了しました	要	災害により住宅に被害を受けた方	●	●	●	●			被災のため障害福祉サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な方に対して、令和6年9月までの利用分について、利用者負担の減免を行います。	いきいき共生課 ☎58-2233	適用期間：令和6年1月から令和6年9月サービス分まで
24	~~市税の減免~~ ※申込受付は終了しました	要	~~災害により被害を受けた方・事業所~~	●	●	●	●			~~個人市民税、固定資産税・都市計画税については、被害の程度によって、減免申請を行うことにより減免が受けられます。~~	税務債権課 ☎58-2206	~~申込受付：終了~~
25	~~被災者生活再建支援事業~~ ※申込受付は終了しました	要	~~住家が半壊以上の世帯~~	●	●	▲	▲			~~①全壊等~~ ~~基礎支援金100万円と~~ ~~住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円~~ ~~②大規模半壊~~ ~~基礎支援金50万円と~~ ~~住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円~~ ~~③中規模半壊・半壊~~ ~~住宅再建方法に応じ、支援金25万円～100万円~~	福祉課 ☎58-2230	~~申込受付：終了~~
26												

④全壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当 全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
○ No.3～26の支援（対象）												
27	~~国民年金保険料の納付免除~~ ※申込受付は終了しました	要	~~国民年金第1号被保険者で、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方~~	●	▲	▲	▲	▲	▲	~~（日本年金機構対応）~~ ~~災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。~~	保険年金課 ☎58-2236	令和5年11月分から令和8年6月分までの期間

◇事業用資産に被害を受けた方の支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
28	中小企業経営支援融資（事業者向け支援）	不要	市内に本社を有する中小企業又は市内に代表者が住所を有する個人事業者で同一事業を引き続き1年以上経営している方							限度額1,000万円、年利1.5%～1.0%以内、融資期間7年以内の融資制度です。資金使途は運転資金または設備資金（能美市外への設備投資は対象外）になります。融資申込先は市内に支店のある金融機関です。	商工課 ☎58-2254	
29	~~事業継続力強化認定企業支援事業補助金（事業者向け支援）~~	不要	経産省の認定を受けた事業継続力強化計画にかかる設備投資などを行う事業者							~~自然災害や感染症等に備えた事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣より認定を受けた中小企業者に対して、認定を受けた計画の中で必要となる設備投資などの経費を一部補助します。補助率2/3、上限50万円~~	商工課 ☎58-2254	R7年度にて事業廃止（R8要綱廃止済み）
30												
31												

◇土砂災害等により被害を受けた方への支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
32	災害崩落土砂助成（市）	不要	災害崩落のあった箇所の土地所有者又は被災者							(1)がけ崩れにより建物等に被害を受けた場合の災害崩落土砂の搬出を行うもので、土量1立方メートル以上、かつ、がけの高さが2メートル以上の土砂処理を行う事業 (2) 前号の事業を実施した後に、がけ崩れの再発を防止するために行う対策工事 ※助成額は、予算の範囲内において災害崩落土砂等に要する費用の2分の1以内で、1件25万円を超えない額	土木課 ☎58-2250	
33												

◇宅地の被害を受けた方への支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
34	被災宅地等復旧事業補助金（市）	不要	地震発生時に住宅の用に供されていた土地（社宅や寮は除く）で宅地被害を受けた土地所有者等							対象工事は(1) のり面の復旧工事 (2) 擁壁の復旧工事 (3) 地盤の復旧工事 (4) 地盤改良工事 (5) 住宅基礎の傾斜修復工事 上記、対象工事費から50万円を控除した額に5／6を乗じた額（千円未満は切り捨て）を補助します。	まち整備課 ☎58-2251	